

●コンピュータ労働者にふさわしい賃金で、残業を無くし、健康で文化的な生活を。

●働く者が幸せになる平和なコンピュータ社会を。

# こんびゅうた

## 電算労

電算機関連労働組合協議会

〒110-0003

東京都台東区根岸3-25-6

タブレット根岸2階

T E L 03(5603)4570

F A X 03(5603)7265

URL <http://www.union-net.or.jp>

「被爆60年・平和とメディアの役割」をテーマに、2005MIC長崎フォーラムが約150名の参加のもと、8月8日に開催されました。今年は戦後60年ということもあり、例年にも増して平和を切に願うフオーラムとなりました。

パネル・ディスカッションには桂敬一（立正大学教授）、高橋信雄（長崎新聞論説委員）、奥村英二（長崎平和運動センター被爆連・事務局長）の各氏が出席されました。

桂敬一さんは日本国憲法9条2項「戦力の不保持」は60年前に「一国主義」を超えて国家主権の放棄を謳い、友好の実現は他国の理解と信頼、誠意と融合に委ねた、として憲法9条の崇高な理念を説き、メディアは「戦後民主主義」を裏切ることは出来ないとしています。また、護憲の潮流はメディアの力で大きくしていると言いつつ、メディアの護憲の努力こそ、自らを守り、国民の平和を守り、アジアの和解促進に貢献できると主張しています。

高橋信雄さんは、新聞報道に携わった者として、長崎新聞という被爆地

（長崎新聞論説委員）、奥村英二（長崎平和運動センター被爆連・事務局長）の各氏が出席されました。

桂敬一さんは日本国憲法9条2項「戦力の不保持」は60年前に「一国主義」を超えて国家主権の放棄を謳い、友好の実現は他国の理解と信頼、誠意と融合に委ねた、として憲法9条の崇高な理念を説き、メディアは「戦後民主主義」を裏切ることは出来ないとしています。また、護憲の潮流はメディアの力で大きくしていると言いつつ、メディアの護憲の努力

こそ、自らを守り、国民の平和を守り、アジアの和解促進に貢献できると主張しています。

例年にも増して平和を切に願うフオーラムとなりました。

パネル・ディスカッションには桂敬一（立正大学教授）、高橋信雄（長崎新聞論説委員）、奥村英二（長崎平和運動センター被爆連・事務局長）の各氏が出席されました。

桂敬一さんは日本国憲法9条2項「戦力の不保持」は60年前に「一国主義」を超えて国家主権の放棄を謳い、友好の実現は他国の理解と信頼、誠意と融合に委ねた、として憲法9条の崇高な理念を説き、メディアは「戦後民主主義」を裏切ることは出来ないとしています。また、護憲の潮流はメディアの力で大きくしていると言いつつ、メディアの護憲の努力



MIC長崎フォーラムに150名が参加

に共有されてこなかつた。戦争被害の苦しみを多くの人が共有することができない。それは、戦争の中では銃後においても人が人を差別す

【伝えきれなかつたものとは】  
地域の中ですら、戦争体験は充分に共有されてこなかつた。戦争被害の苦しみを多くの人が共有することができない。それは、戦争の中では銃後においても人が人を差別す

る構造があつた。それは戦争が終わっても、被爆者と非被爆者の形で表れ、差別の構造は変わらない



被爆60年、平和とメディアの役割

開催された第1回核被害者世界大会への参加、1995年の「アメリカの人に対する直接触れる体験を通じて戦後50年の節目を考える」という企画のアメリカ訪問、2002年7月のフランク実験の被爆者との交流、そして今年5月のNPT再検討会議への参加といった活動を通じて、以下の懸念、問題点を上げています。

①原爆被害者が被爆体験を訴えているが、被爆の実相が広がっているか

②核兵器の威力が増大するにつれて、各国が核兵器を必要とする動き

③核兵器を使用する側の論理と被害を受けた側の意見の隔たりの大きさ

奥村英二さんは1987年9月に初めて長崎を訪れたのは中学校の修学旅行。

初めて長崎を訪れたのは中学校の修学旅行。  
ショックを新たなものに  
ソフトウェアをクション  
吉原英文

④被爆イメージが熱線、爆風、放射線による外傷性のイメージが強く、放射線のみの被爆者、被害者への理解の弱さ  
⑤戦争加害者と被害者との意見の隔たりの大きさ  
⑥核の平和利用と軍事利用とは相容れないのに、共存できるような幻想⑦核問題についての推進派の意見やマスコミ報道は、小さく報道し国民党に全容が知らされていないとの懸念

しかしそんな中、長崎原爆資料館の展示物の数々だけは強く印象に残っています。

熱線や爆風によつて歪められた金属類、壁に焼き付いた人の影などの生きしさは、その後の私の人生に少なからず影響をあたえました。

その長崎を久しぶりに訪問しました。長きに渡つて被爆の問題を訴え続けてきたディスカッションのパネラーの方々や前長崎市長の話は、私の心の奥深くに届き、中学生のころ



宿泊した伊王島にて

に受けたショックを新たなものにしました。私たち日本人だけでなく、世界に平和が訪れる日を祈らずにはおれません。

### 脳裏に焼きついて C I C O M 労組委員長 西澤正典

フォーラムのサブタイトルである、「被爆 60 年・平和とメディアの役割」にあるとおり、今年は被爆 60 年という節目の年であり、内容も、サブタイトルに沿ったパネル・ディスカッション、前長崎市長である本島等氏の記念講演、韓国言論労組委員長を招いての「東アジアの非核化と平和のために」と題した特別報告等、良い意味で、節目を象徴するような「形式的」であり、「緊張感」のあるフォーラムでした。それは恐らく、一般市民も参加自由としたことが、多少影響したのかもしれませんと感じました。事前の予定にはありませんでしたが、元長崎原爆

資料館館長の松永照正氏が、一般参加者として飛び入りで挨拶された事も印象的でしたし、数年前にお話を聞いた事がある本島元市長も、大分高齢になられましたが、核廃絶、平和問題に対しても熱意は、以前より増してるのでないかと思うほどの熱心なお話を聞け、私も気持ち引き締まつた感覚を覚えました。自費で作成されたブックレットの表紙に毛筆で自著されたタイトル、「原爆投下は正しかったか 戦争の加害責任を考えずに核廃絶を語れない」の文字は今でも脳裏に焼きついています。

さて、フォーラムの内容からは離れますか、当日夜は郵政民営化関連法案が参議院で否決された事から、夜になって衆議院が解散されたこと、また、「メディアの役割」と謳つたからには、翌日の朝刊に自分がコーディネイトし、開催に尽力したフォーラムを記事にしているだろうと考え、「長崎新聞」を購入したところ、社会面の右側中央 3 分の 1 ほどの場所に縦横 10 センチ程度のスベースに、概要を知らせる記事が載つてしましました。新聞労連への加盟組合もある全国紙では、私が記憶している限りでは見たことがありませんでしたので、少しうれしかったです。

資料館館長の松永照正氏が、一般

に平和が訪れる日を祈らずにはおれません。

## 核のない世界を!

# 2005MIC長崎フォーラム アピール

1945年8月、人類史上初の原子爆弾が、広島、長崎に投下され、日本は、世界でただひとつのが、改憲が自明の理であるかのような機運が醸成されようとしています。見逃す事ができないのは、こうした改憲の動きと歩を一にするように、思想・信条の自由、言論・表現の自由や知る権利を脅かす動きが相次いでいることです。ビラまき逮捕の続発、日の丸・君が代だけのアメリカの戦略が完全に頓挫したことがこれほど明白になつた今もなお、自衛隊の派遣を継続しています。

そして、日本を「戦争ができるに国」に変えてしまおうとする動きの総仕上げとして、平和憲法の根幹をなす 9 条にターゲットを絞つた憲法改悪の動きが本格化し、野党や一部のマスコミをも取り込みながら、まるで「改憲」が自明の理であるかのような機運が醸成されようとしています。見逃す事ができないのは、こうした改憲の動きと歩を一にするように、思想・信条の自由、言論・表現の自由や知る権利を脅かす動きが相次いでいることです。ビラまき逮捕の続発、日の丸・君が代を強制する教員処分など、枚挙にいとまがありません。

戦後、わたしたちが過ごしてきた 60 年という歳月は、一方では戦争体験の風化をもたらしています。被爆者の高齢化に伴い、被爆体験を継承していくことの困難さも増しています。しかし、世界に目を向ければ、この 60 年間、戦火は止んだことがなく、NPT 再検討会議の挫折に見られるように、核兵器の廃絶も実現にはほど遠く、むしろ新たな核拡散の危機が増しています。

被爆から 60 年目の夏、わたしたちは韓国からメディアで働く仲間を長崎に迎え、核のない恒久的な平和を世界に構築する道を率直に語り合いました。自由な言論、自由な表現活動は平和があつてこそ可能です。わたしたちはジャーナリズムや言論、表現活動にたずさわる者として、日本で、アジアで、そして世界で何が起きているかを見つめ、平和憲法とともに歩んだ戦後の原点に立ち返ることを確認しました。わたしたちは、平和を愛する世界の人たちと手を結び、地球から核兵器を廃絶するために、声をあげ、行動し続けていくことを、ここに宣言します。

# 労働契約法制学習会

昨年4月より「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」(以下研究会と記す)が開催されています。この研究会の趣旨・目的では「労働契約に関するルールについて、労働者が納得・安心して働く環境づくりや今後の良好な労使関係の形成に資するよう、包括的なルールの整理・整備を行い、その明確化を図ることが必要」と述べています。



その研究会から今年の4月13日に「中間とりまとめ」が出されました。

研究会の目的として「労働契約に関するルールについて、労働者が納得・安心して働く環境づくりと言つておきながら、この中間とりまとめでは契約内容が使用者側から一方的に労働者に不利に変更されたり、使用者の都合で金銭解雇できるなど、危惧される内容を多分に含んでいるようです。

労働契約法制がどう作られようとしているのか。本当に労働者のための法律になりうるのか。そして、その内容は

団の幹事長であり、電算労の顧問

弁護士でもある鴨田哲郎弁護士を講師に8月3日に「労働契約法制」学習会が開催されました。

鴨田弁護士は日本労働弁護団ホームページ(<http://rouben.net/>)の中で「今後の労働契約法制の在

り方に関する研究会中間とりまとめ」(以下、「中間とりまとめ」と記す)に対する見解を述べています。

また、日本労働弁護団では5月19日に労働契約法制立法提言を出しています。

学習会で鴨田弁護士は、「今まで労働契約の中で裁いてくれる法律がなく、これまで裁判所での

判例から法理が作られ(判例法理)てきた。人が仕事に就いてから終えるまでのトータルな法律は必要」と、労働市場のルールを定める労働契約法制の必要性を示しました。

また、「この法律が出来ることと、労働基準法が無くなるわけでもないため、労働者側の権利が薄くなることはなく、労働市場における取引で問題があつた時に白黒を付けるための意味のある法律だ」との見解を述べました。

4月13日に研究会から出された「中間とりまとめ」の問題点は第一に誰のため、何のための労働契約法制かという点です。

「中間とりまとめ」では「労使当事者の自主的決定を促進する労働契約法制」と位置づけ、この基本的性格を具体化するための内容を定めようと立場ですが、鴨田弁護士は「労働契約をめぐる問題の本質は労使の対等性の欠如により、このことからすれば、労働条件決定を労使自治に委ねることによっては公正な労働条件、適正な労働条件を確保することは困難であることがまずもって認識される必要があります、労働契約にかかわる立法の必要性と立法内容はこの点におかれなければならない。」

つまり、労働契約法制では労使委員会が強い権限を持っていますが、「中間とりまとめ」ではこの

適正な基準を可能な限り定める二とに主眼がおかれるべきであると言っています。

労使委員会が真に労使対等の立場であることを前提にしていますが、現実は、はるかに使用者側の力が強く、結果、労働条件等が使用者側の意のままに変更されてしまうということに問題があるのです。

## 企業組合「ピュタニオ」 第12回通常総会開催される



去る9月2日、企業組合コンピュータ・ユニオンの労供事業において仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的として作られた事業体です。年齢が高かったり、小さな子どもがいてフルタイムで働けないなど、労供事

業では仕事に就かなくてもCCUで請負のシステム開発などの仕事を行なうことが出来ます。

CCUは労働組合コンピュータ・ユニオンの労供事業において仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的として作られた事業体です。年齢が高かったり、小さな子どもがいてフル

タイムで働けないなど、労供事

の事業も軌道に乗って、売上げも毎年伸びており、前期は全体で3億1800万円余りでした。労供組合員が所属するソフトウェアセクションでは来期、生涯を通して働ける組合を目指そと、CCUを活用した新たなビジネスモデル、新規事業を研究、実践していく専門部を新設する予定です。

東京労働局

## ソフト業界の違法状態は常識

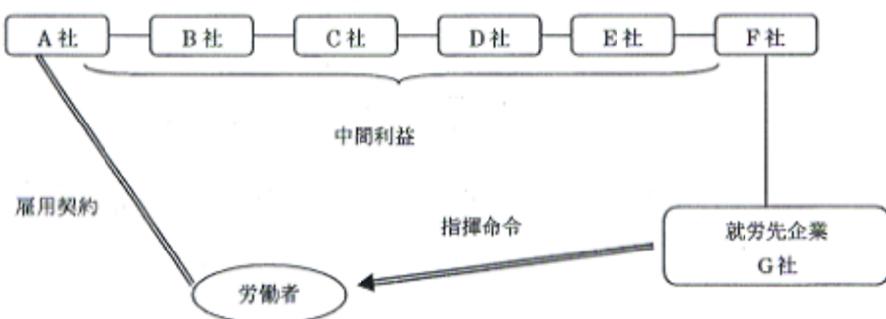
去る8月3日、午前10時より  
東京労働局にて労働者派遣事業適  
正運営協力員（※）会議がありま  
した。

行政運営の報告の中で昨年10月、11月に実施した「派遣・業務請負適正化キャンペーン」の実施結果報告がありました。

その中で、期間中に把握した重く大違反事例として①構造的多重派遣、②一人請負派遣の2つを上げています。ともに職業安定法44条「労働者供給事業の禁止」違反です。労働者供給事業は労働組合が厚生労働大臣の許可を得たときのみ行なうことができます（職業安定法45条）。

①構造的多重派遣については下図（6重派遣!!の例）とともに次のように報告しています。

「労働者が関与し得ないところにおいて業者間で業務委託契約が結ばれ、数次の業者を経て、就業先である大手企業の指示の下に、労働者がシステム運用・開発に携わっていた。(職業安定法44条)



※労働者派遣事業適正運営協力員  
労働者派遣事業適正運営協力員制度は、労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する施策に協力して、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等の相談に応じて、専門的な助言を行うこと等を目的とする制度です。

東京都には厚生労働大臣が委嘱した労働者側38名、使用者側38名、合計76名の労働者派遣事業適正運営協力員がいます。

中間利益を得ていたものも多数存在していた。

聴き取る中で、こうした違法な状態は、本事案に限らず「業界において常識化している」旨の発言が関わっていた業者の多くから聞かれた。」

これら2つの違反は私たちのソフト業界で常々見られるものです  
が、業界の健全な発展を考えると  
看過することはできません。東京労働局と  
労働局がソフト業界の実態を認識  
したということで、東京労働局と  
の協力の下、業界の健全化を目指  
し、厚生労働省や経済産業省への  
要請なども行いつつ、運動を進め  
ていく必要があります。

## クイズちがいは7つ

★ 締め切りは10月31日 ★

前回の応募者は39人！

まだまだ高確率で図書券が当たります♪♪  
ご応募お待ちしています！！



右と左の絵には  
7カ所のちがい  
があります。ど  
こでしょう。正  
解者10名の方に  
図書カード1000  
円分をさしあげ  
ます。ご応募お  
待ちしています。



前回の正解：①ドンブリの数 ②麺の本数 ③女性のメガネ  
④男性の鞄 ⑤のれんの数 ⑥店主の鉢巻 ⑦箸の置き方  
当選者：稻葉茂子・森田聰恵・尾崎賢次・山田直哉・野村朝子  
古座野亨・渡邊勝人（C C O M）葉山茂・松井美砂江  
北野彩子（N C S）敬称略  
♪ご当選おめでとうございます♪

宛 先：〒110-0003  
台東区根岸3-25-6  
タブレット根岸2F  
こんぴゅうた クイズ係  
E-mail : quiz@union-net.or.jp